

平成 28 年熊本地震により被災した平成 31 年度入学志願者の
入学金、授業料及び入学検定料等の免除について

平成 30 年 8 月 1 日

平成 28 年熊本地震により被災された方々に対し、別府大学は衷心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された地域の学生・生徒の皆さまについて、昨年に引き続き以下のような配慮を行います。

1. 受験生への配慮

別府大学、別府大学短期大学部、別府大学大学院を受験する受験生の勉学・受験の機会の確保を図り、平成 28 年熊本地震による被災者の経済的負担を軽減するため、次のとおり授業料等の免除の特例措置を実施します。

なお、入学検定料の免除を希望される方は、出願前に必ず本学入試広報課までご連絡ください。

(1) 特例措置の対象となる地域（以下「被害地域」という。）

- ① 大分県別府市及び由布市
- ② 熊本県熊本市、益城町、西原村、南阿蘇村、菊池市、宇城市、合志市、大津町、宇土市、嘉島町、阿蘇市、八代市、玉名市、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町、和水町、上天草市及び天草市
- ③ ①及び②以外で同等の被害を受けた地域

(2) 特例措置の対象となる入学者選抜試験

被害地域居住者等で平成 30 年度に出願する別府大学、別府大学短期大学部、別府大学大学院の入学者選抜試験(再入学、転入学、転学及び編入学に係る試験を含む。)とする。

(3) 特例措置の対象となる入学者

被害地域居住者等で平成 31 年度に別府大学、別府大学短期大学部、別府大学大学院に入学する学生

(4) 家計基準

主たる家計支持者の所得が次の各号の一に掲げる所得以下であること。

- ① 給与所得者 841 万円
- ② 給与所得者以外 355 万円

(5) 特例措置内容

1) 上記(2)に該当する学生等

平成 31 年度の別府大学、別府大学短期大学部、別府大学大学院の入学者選抜試験(再

入学、転入学、転学及び編入学に係る試験を含む。)の入学検定料を免除する。

2) 上記(3)に該当する新入学生

- ① 父母又は主たる家計支持者が死亡した場合は、平成31年度に係る入学金、授業料、教育研究料、施設設備費の全額を免除する。
- ② 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊した場合は、平成31年度に係る入学金、授業料、教育研究料、施設設備費の全額を免除する。
- ③ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が大規模半壊又は半壊した場合は、平成31年度に係る入学金、授業料、教育研究料、施設設備費の半額を免除する。
- ④ 上記①から③のほか、熊本地震で被災したため、経済的に困窮している学生についても、①から③と同様の措置を取る場合がある。

(6) 申請書類

- ①「学納金免除申請書」(別紙様式)
- ②「り災証明書」(主たる家計支持者が所有する自宅家屋に被害があった場合)
- ③「死亡を証明する書類」(父母又は主たる家計支持者が死亡した場合)
- ④住民票の写し
- ⑤所得を証明する書類(所得証明書、源泉徴収票など)

(7) 申請書類提出先

- 1) 上記5の1)に該当する受験生の入学検定料の免除については、入学願書提出時に入試広報課まで所定の書類を提出してください。

※ 申請時にり災証明書等が取れない場合は、住宅の被害状況写真、免許証等の住所が確認できるものにて一旦受付しますので、後日、り災証明書及び住民票を提出してください。

問い合わせ先

別府大学入試広報課

TEL 0977-66-9666